

贈賄に係る指名停止について

記者発表資料

沖縄総合事務局は、別紙のとおり指名停止措置を行ったので、お知らせします。

平成26年12月2日

沖縄総合事務局

記者発表

沖縄総合事務局記者クラブ

【問い合わせ先】

◎沖縄総合事務局開発建設部管理課 契約管理官 宇田川 泰彦
契約管理係長 佐々木 義和
TEL 098-866-0031 (内 2356、2541) 夜間 098-866-1981

沖縄総合事務局総務部会計課 課長補佐 前城 政和
管理第二係 成底 絵奈美
TEL 098-866-0031 (内 81321、81325) 夜間 098-866-0046

◎は本件の主務課です。

贈賄に係る指名停止の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止業者名	住 所
(株) コンサルハマダ	熊本県熊本市東区八反田 1-1-15
(株) 熊本総合技術コンサルタント	熊本県熊本市東区八反田 1-1-15

2. 指名停止措置期間：

平成26年12月2日～平成27年3月1日（3ヵ月）

3. 指名停止措置の範囲：沖縄総合事務局管内

4. 事実概要

(株) コンサルハマダ及び(株) 熊本総合技術コンサルタントの元代表取締役は、平成24年度中に実施予定であった熊本県上天草市発注の「上天草港（江樋戸港区）改修事業設計業務委託」の指名競争入札において、入札参加に有利な取り計らいをしてほしいと同市前副市長に依頼し、中古の国産乗用車1台を渡したとして、平成26年11月9日、贈賄容疑で熊本県警に逮捕された。

5. 指名停止措置理由

(株) コンサルハマダ及び(株) 熊本総合技術コンサルタントの元代表取締役が贈賄容疑で熊本県警に逮捕されたことは、「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「指名停止要領」）別表第2第4号イ（贈賄）に該当する。したがって、同要領に基づき指名停止の措置を講ずる。

○指名停止要領 別表第2

措 置 要 件	期 間
(贈賄) 4 次のイ又はロに掲げる者が当局の所管する区域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等	逮捕又は公訴を知った日から 3ヵ月以上9ヵ月以内